

# 宿 泊 約 款

第1条 当施設が宿泊客との間での締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとしたします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令または慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

第2条 当施設は、次の各号に該当する場合には、宿泊のご利用をお断りすることがございます。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき
- (2) 満室等の場合で客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、とばくその他の違法行為または風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき
- (5) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊をお引き受けできなくなったとき。
- (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。または、宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 前各号に掲げる事項以外の場合で、旅館業法第5条第3号の規定に基づく都道府県条例で定める事由に該当するとき。

第3条 当施設の宿泊申込みの受付開始日は次のとおりでございます。

- (1) 組合員等及び特別利用者  
随時お受け致します。
- (2) その他の宿泊客

原則として、利用日の属する月の2か月前の月の1日からお受け致します。

ただし、各種学会等による団体宿泊または婚礼利用に伴う宿泊については、この限りではございません。

第4条 宿泊の申込みに当っては、次の各号に掲げる事項をお申し出下さい。

- (1) 住所、氏名及び電話番号
- (2) 宿泊人員(男名、女名、うち小学生名、外に6才未満名)
- (3) 宿泊期間 月 日から 月 日(泊)

(4) 到着時刻

第5条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとしたします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではございません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本料金を限度として、次の各号に掲げるとおり当施設が定める申込金を当施設が指定する日までにお支払いいただきます。ただし、申込金を免除したときは、この限りではございません。

(1) 組合員等及び特別利用者

申込金は免除いたします。ただし、各種学会等による団体宿泊の場合は、原則として1人1泊につき四千元をお支払いいただきます。

(2) その他の宿泊客

原則として1人1泊につき五千元をお支払いいただきます。

3 前項の申込金は、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当いたします。また、次条による違約金が発生した場合はこれに充当し、残額があれば返還いたします。

なお、第15条の規定を適用する事態が生じたときは、宿泊料金または違約金に次いで賠償金の順で充当し、残額があれば返還いたします。

第6条 当施設は、宿泊客がご予約された宿泊の全部または一部を取り消されたときは、次表に掲げるところの違約金を申し受けます。ただし、天災及び交通機関の途絶等やむを得ない事由による場合は、この限りではございません。なお、この場合にお預りした申込金があるときは返還いたします。

違 約 金 料 金 表

(%)

取消しの通知を受けた日 人 員		20日前	9日前	前日	当日	不泊
		一般	1~14名	無 料	20	80
団体	15~99名	無 料	10	20	80	100
	100名以上	10	20	80	100	100

\* (%)は室料に対する違約金の比率です。

